

令和7年度(3期～)造林事業補助金(目安)

1 人工造林

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金 単位:円/ha
スギ植栽 2,000本/ha(再造林) (地拵・植付・苗木代を含む)	805,200	森林経営計画等 その他	547,500 289,800
スギ(コンテナ苗)植栽 2,000本/ha(再造林) (地拵え無し・植付・苗木代を含む)	672,800	森林経営計画等 その他	457,500 242,200
ヒノキ植栽 2,000本/ha(再造林) (地拵・植付・苗木代を含む)	803,000	森林経営計画等 その他	546,000 289,000
クヌギ植栽 2,000本/ha(再造林) (地拵・植付・苗木代を含む)	774,800	森林経営計画等 その他	526,800 278,900
スギ(コンテナ苗)植栽 2,000本/ha (一貫作業システム機械地拵(グラップル)・植付・苗木代を含む)	963,800	森林経営計画等 その他	655,300 346,900
スギ(コンテナ苗)植栽 2,500本/ha (一貫作業システム機械地拵(グラップル)・植付・苗木代を含む)	1,129,600	森林経営計画等 その他	768,100 406,600

※育成単層林の造成を目的として実施する地拵え、植栽等が対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※広葉樹を植栽した場合は、上乗せ補助があります。(ただし、要望が多かった場合は予算の範囲内となります)

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合は補助金欄の上段の額が、計画によらない場合は下段の額が補助の目安となります。

※一貫作業システム:車両系林業機械による全木集材(皆伐)の直後に作業道周辺の地拵えを行う場合に適用します。

2 樹下植栽

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金 単位:円/ha
スギ植栽 1,000本/ha (地拵・植付・苗木代を含む)	461,200	森林経営計画等 その他	313,600 166,000
ヒノキ植栽 1,000本/ha (地拵・植付・苗木代を含む)	460,100	森林経営計画等 その他	312,800 165,600
クヌギ植栽 1,000本/ha (地拵・植付・苗木代を含む)	446,000	森林経営計画等 その他	303,200 160,500

※育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上(長期育成循環施業の対象森林にあっては上層木が10齢級以上)の林分で実施する地拵え、樹下への苗木の植栽等が対象となります。また、天然更新を目的として実施する地拵え、植栽、天然稚幼樹の発生(育成)を促す地表起こし等も対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※広葉樹を植栽した場合は、上乗せ補助があります。(ただし、要望が多かった場合は予算の範囲内となります)

3 下刈り

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金 単位:円/ha
雑草木の除去	174,400	森林経営計画等 その他	118,500 62,700

※植栽等により更新された2齢級以下(複層林にあっては下層木が5齢級以下)の林分で実施する下刈りが対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合は補助金欄の上段の額が、計画によらない場合は下段の額が補助の目安となります。

4 枝打ち

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金 単位:円/ha
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲1m～2m)	127,400	森林経営計画等 その他	86,600 45,800
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲1m～3m)	205,500	森林経営計画等 その他	139,700 73,900
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲2m～4m)	237,100	森林経営計画等 その他	161,200 85,300
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲3m～5m)	263,900	森林経営計画等 その他	179,400 95,000

※6齢級以下の林分で実施する枝打ちが対象となります。ただし、間伐と一体的に実施することにより12齢級までが対象となります。

※枝打高の上限は8m、実施幅は1.0m又は2.0mとなっています。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合は補助金欄の上段の額が、計画によらない場合は下段の額が補助の目安となります。

5 除伐

単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
不用木竹の除去	179,700	森林経営計画等	122,100

※下刈りが終了した5齢級以下(天然林にあっては12齢級以下)の林分で実施する除伐が対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合に限ります。

6 保育間伐

単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
不用木(侵入竹林含む)の除去、不良木の淘汰(選木、伐倒)	135,300	森林経営計画等	92,000
不用木(侵入竹林含む)の除去、不良木の淘汰(選木、伐倒、玉切)	193,300	森林経営計画等	131,400
不用木(侵入竹林含む)の除去、不良木の淘汰(伐倒)	90,800	森林経営計画等	61,700
不用木(侵入竹林含む)の除去、不良木の淘汰(伐倒、玉切)	148,900	森林経営計画等	101,200

※7齢級以下が対象となります。なお、立木の平均胸高直径が18cm未満の場合は、8齢級以上の林分も対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合に限ります。

7-① 間伐(定性伐採)

単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 出材量 10m³未満/ha(伐捨間伐)	223,500	森林経営計画等	151,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 10~20m³未満/ha	242,900	森林経営計画等	165,100
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 10~20m³未満/ha	262,600	森林経営計画等	178,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 20~30m³未満/ha	325,700	森林経営計画等	221,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 20~30m³未満/ha	365,100	森林経営計画等	248,200
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 30~40m³未満/ha	408,500	森林経営計画等	277,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 30~40m³未満/ha	467,600	森林経営計画等	317,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 40~50m³未満/ha	462,100	森林経営計画等	314,200
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 40~50m³未満/ha	506,300	森林経営計画等	344,200
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 50~60m³未満/ha	533,000	森林経営計画等	362,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 50~60m³未満/ha	588,200	森林経営計画等	399,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 60~70m³未満/ha	603,900	森林経営計画等	410,600
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 60~70m³未満/ha	670,100	森林経営計画等	455,600
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 70~80m³未満/ha	674,800	森林経営計画等	458,800
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 70~80m³未満/ha	752,000	森林経営計画等	511,300
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 80~90m³未満/ha	745,700	森林経営計画等	507,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 80~90m³未満/ha	833,900	森林経営計画等	567,000

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で、かつ12齢級以下の林分において実施する間伐が対象となります。

※1申請ごとに森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、間伐で平均10m³/ha以上の出材が必要となります。

※間伐の伐採率は、20%以上実施する必要があります。(標準25%)

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

7-② 間伐(列状伐採)プロセッサ造材

単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 10~20m³未満/ha	235,100	森林経営計画等	159,800
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 10~20m³未満/ha	254,800	森林経営計画等	173,200
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 20~30m³未満/ha	310,000	森林経営計画等	210,800
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 20~30m³未満/ha	349,400	森林経営計画等	237,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 30~40m³未満/ha	385,000	森林経営計画等	261,800
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 30~40m³未満/ha	444,100	森林経営計画等	301,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 40~50m³未満/ha	452,200	森林経営計画等	307,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 40~50m³未満/ha	496,400	森林経営計画等	337,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 50~60m³未満/ha	520,700	森林経営計画等	354,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 50~60m³未満/ha	575,800	森林経営計画等	391,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 60~70m³未満/ha	589,100	森林経営計画等	400,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 60~70m³未満/ha	655,300	森林経営計画等	445,600
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 70~80m³未満/ha	657,500	森林経営計画等	447,100
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 70~80m³未満/ha	734,700	森林経営計画等	499,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 80~90m³未満/ha	725,900	森林経営計画等	493,600
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 80~90m³未満/ha	814,200	森林経営計画等	553,600

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で、かつ12齢級以下の林分において実施する間伐が対象となります。

※1申請ごとに森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、間伐で平均10m³/ha以上の出材が必要となります。

※間伐の伐採率は、25%以上実施する必要があります。(標準30%)

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

8-①更新伐(複層林の抜き伐り)

単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 10~20m³未満/ha	286,000	森林経営計画等	194,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 10~20m³未満/ha	305,700	森林経営計画等	207,800
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 20~30m³未満/ha	368,800	森林経営計画等	250,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 20~30m³未満/ha	408,200	森林経営計画等	277,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 30~40m³未満/ha	451,600	森林経営計画等	307,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 30~40m³未満/ha	510,700	森林経営計画等	347,200
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 40~50m³未満/ha	512,700	森林経営計画等	348,600
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 40~50m³未満/ha	556,800	森林経営計画等	378,600
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 50~60m³未満/ha	583,600	森林経営計画等	396,800
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 50~60m³未満/ha	638,800	森林経営計画等	434,300
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 60~70m³未満/ha	654,500	森林経営計画等	445,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 60~70m³未満/ha	720,700	森林経営計画等	490,000
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 70~80m³未満/ha	722,000	森林経営計画等	490,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 70~80m³未満/ha	799,200	森林経営計画等	543,400
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 80~90m³未満/ha	792,900	森林経営計画等	539,100
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 80~90m³未満/ha	881,100	森林経営計画等	599,100

※人工林における育成複層林の造成及び育成又は広葉樹林化の促進等のための適正な更新を目的として18齢級以下(長期育成循環施業では10齢級以上)の林分において実施する更新伐が対象となります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で実施する更新伐が対象となります。

※1申請ごとに森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、更新伐で平均10m³/ha以上の出材が必要となります。

※樹下植栽を伴う更新伐の伐採率は、原則、概ね40%以上実施する必要があります。

※更新伐を実施して、2年を経過しても更新が図れない場合は、速やかに植栽を行う必要があります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

8-②更新伐(列状伐採)プロセッサ造材

単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 10~20m³未満/ha	237,300	森林経営計画等	161,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 10~20m³未満/ha	253,500	森林経営計画等	172,300
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 20~30m³未満/ha	301,700	森林経営計画等	205,100
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 20~30m³未満/ha	334,200	森林経営計画等	227,200
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 30~40m³未満/ha	366,200	森林経営計画等	249,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 30~40m³未満/ha	414,800	森林経営計画等	282,000
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 40~50m³未満/ha	435,800	森林経営計画等	296,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 40~50m³未満/ha	470,100	森林経営計画等	319,600
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 50~60m³未満/ha	495,400	森林経営計画等	336,800
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 50~60m³未満/ha	538,400	森林経営計画等	366,100
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 60~70m³未満/ha	555,100	森林経営計画等	377,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 60~70m³未満/ha	606,600	森林経営計画等	412,400
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 70~80m³未満/ha	614,700	森林経営計画等	417,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 70~80m³未満/ha	674,800	森林経営計画等	458,800
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 80~90m³未満/ha	674,300	森林経営計画等	458,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 80~90m³未満/ha	743,000	森林経営計画等	505,200

※人工林における育成複層林の造成及び育成又は広葉樹林化の促進等のための適正な更新を目的として18齢級以下(長期育成循環施業では10齢級以上)の林分において実施する更新伐が対象となります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で実施する更新伐が対象となります。

※1申請ごとに森林経営計画、1集約化実施計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、更新伐で5ha以上かつ平均10m³/ha以上の出材が必要となります。

※樹下植栽を伴う更新伐の伐採率は、原則、概ね40%以上実施する必要があります。(標準33%)

※更新伐を実施して、2年を経過しても更新が図れない場合は、速やかに植栽を行う必要があります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

8-③ 更新伐(帯状・群状伐採)プロセッサ造材

単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 10~20m ³ 未満/ha	245,200	森林経営計画等	166,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 10~20m ³ 未満/ha	253,800	森林経営計画等	172,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 20~30m ³ 未満/ha	304,800	森林経営計画等	207,200
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 20~30m ³ 未満/ha	322,000	森林経営計画等	218,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 30~40m ³ 未満/ha	364,500	森林経営計画等	247,800
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 30~40m ³ 未満/ha	390,200	森林経営計画等	265,300
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 40~50m ³ 未満/ha	424,100	森林経営計画等	288,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 40~50m ³ 未満/ha	458,400	森林経営計画等	311,700
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 50~60m ³ 未満/ha	483,700	森林経営計画等	328,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 50~60m ³ 未満/ha	526,700	森林経営計画等	358,100
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 60~70m ³ 未満/ha	543,400	森林経営計画等	369,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 60~70m ³ 未満/ha	594,900	森林経営計画等	404,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 70~80m ³ 未満/ha	603,000	森林経営計画等	410,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 70~80m ³ 未満/ha	663,100	森林経営計画等	450,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 80~90m ³ 未満/ha	662,600	森林経営計画等	450,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 80~90m ³ 未満/ha	731,300	森林経営計画等	497,200

※人工林における育成複層林の造成及び育成又は広葉樹林化の促進等のための適正な更新を目的として18齢級以下(長期育成循環施業では10齢級以上)の林分において実施する更新伐が対象となります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で実施する更新伐が対象となります。

※1申請ごとに森林経営計画、1集約化実施計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、更新伐で5ha以上かつ平均10m³/ha以上の出材が必要となります。

※長期育成循環施業における個別林分型において実施する場合は、20%以上~40%以下とする。

※更新伐を実施して、2年を経過しても更新が図れない場合は、速やかに植栽を行う必要があります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

9-① 森林作業道(新規開設)

単位:円/m

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
作業道の作設 全幅2.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	2,400	森経営計画等	2,200
作業道の作設 全幅2.5m (山腹横断勾配25°～35°未満)	2,300	森経営計画等	2,100
作業道の作設 全幅3.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	3,000	森経営計画等	2,800

9-② 森林作業道(改築)

単位:円/m

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
作業道の作設 全幅1.5→2.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	1,100	森経営計画等	1,000
作業道の作設 全幅1.5→2.5m (山腹横断勾配25°～35°未満)	1,400	森経営計画等	1,300
作業道の作設 全幅1.5→3.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	2,000	森経営計画等	1,800
作業道の作設 全幅2.0→2.5m (山腹横断勾配25°～35°未満)	800	森経営計画等	700
作業道の作設 全幅2.0→3.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	1,500	森経営計画等	1,400
作業道の作設 全幅2.5→3.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	800	森経営計画等	700

※原則として1、7、8のいずれかに掲げる森林施業と一体的に実施する作業道が補助の対象となります。また、作業道の構造や作設方法については「佐賀県森林作業道作設指針」に基づき作設する必要があります。

※傾斜(山腹横断勾配)区分は、25°未満、25°～35°未満、35°以上の3区分を設定しています。(代表的な区分を掲載)

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合に限ります。

※なお、上記の補助金額は、上乗せ補助(25.5%上乗せ)を行った場合の金額です。

【上乗せ補助の条件:市町が8.5%以上の上乗せ補助を実施した場合に限り、県が17%上乗せ補助を実施】

【共通事項】

森林組合等へ施業を委託して実施する場合は、1～9の標準単価に別途間接費(最大39%)を加算することができ、補助金額も上昇することとなります。

【注意事項】

上表は、代表的な施業種のみ示したもので、この他にも補助対象となる事業があります。

なお、補助金額は令和7年度造林事業標準単価により試算したものです。(標準単価は年度途中で改正する場合があります。)

※御不明な点につきましては、森林の所在する農林事務所までお問い合わせください。